

ニッポン CSR コンソーシアム

2017 年度：日本

ステークホルダー・エンゲージメントプログラム

ステークホルダーからの問題提起

(編集日：6月14日)

目次

| | |
|--|----|
| 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本 渉外担当 土井 陽子氏 | 3 |
| 過労死弁護士全国連絡会議 幹事長 弁護士 川人 博氏 | 5 |
| 認定 NPO 法人 国際環境 NGO FoE Japan (エフォーイージャパン) 事務局長 三柴 淳一氏 | 6 |
| 特定非営利活動法人レインボー・アクション 理事 大塚 健祐氏 | 8 |
| 社会福祉法人さぼうと 21 学習支援室コーディネーター 日本語教師 矢崎 理恵氏 | 10 |
| 内閣府男女共同参画局 内閣府大臣官房審議 (男女共同参画局担当) 岡本 義朗 氏 | 12 |
| 株式会社 QUICK ESG 研究所 プリンシパル 松川 恵美氏 | 14 |
| シェア＝国際保健協力市民の会 沢田 貴志氏 (神奈川県勤労者医療生活協同組合 港町診療所 所長、医師) | 16 |
| 株式会社ミライロ 広報部長 岸田 奈美氏 | 18 |
| 株式会社オルター・トレード・ジャパン (ATJ) 広報本部 小林 和夫氏 | 19 |
| ノット・フォー・セール・ジャパン (NFSJ) 代表 山岡 万里子氏 | 21 |
| ビジネス・人権資料センター 日本代表 高橋 宗瑠氏 | 23 |

団体名 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本
登壇者氏名 渉外担当 土井 陽子氏

1. 貴団体の活動内容について

すべての人びとの人権が守られる世界をめざして <http://www.amnesty.or.jp/>

世界 80 カ国を活動拠点として、世界中の人権問題に取り組む世界最大の国際人権 NGO。ほぼすべての国と地域で、700 万人を超えるサポーターとともに、人権侵害に苦しむ人びとのために声をあげ続けている。こうした草の根活動が認められ、1977 年にノーベル平和賞を受賞。

人権侵害が起きている国に調査団を派遣し、被害者や現地 NGO、政府との対話を重ねて実態を把握、報告書にまとめ、世界に発信している。中立の立場から、国連や各国政府に対して、国際法を守り人権を尊重する政策をとるよう働きかけている。

2. テーマに関する詳細について

タイトル：パーム油のグローバルサプライチェーンと人権

パン、チョコレート、アイスクリーム、スナック菓子、洗剤、シャンプーなど、スーパーで売られる食品・日用品の約半数にパーム油が使われている。価格が安く、さまざまな用途に使えるパーム油の世界における生産量はこの 10 年で倍となり、2020 年までにさらに倍増すると予想されている。

インドネシアは世界最大のパーム油生産国で、世界の生産量の 45%を占める。パーム油の原料を育てるインドネシアのアブラヤシ農園では 300 万人が働いているが、強制労働、低賃金労働、長時間労働、児童労働、農薬や肥料といった化学薬品による健康被害が起きている。労働者にはノルマがあり、決められた作業量をこなさないと、罰金や罰則が課される。ノルマをこなすため、子どもが作業を手伝っていることが明らかになっている。

3. テーマとビジネス（業界）との関わりについて

こうした労働搾取と引き換えに生産されたパーム油が、世界的な食品・日用品メーカーに渡り、身近な製品に使われている可能性がある。パーム油は日用品だけでなく、塗料やインク、化粧品、バイオディーゼル燃料などにも使われており、パーム油のサプライチェーンにはさまざまな業界が関わっている。

パーム油にまつわる環境・社会面の問題はこれまでさまざまな NGO が指摘してきており、持続可能なパーム油の認証制度もつくられている。しかし、認証を取得している農園での労働搾取が発覚しており、企業は認証制度に過度に頼るのではなく、自社が購入しているパーム油が搾取的な労働環境で生産されていないか、サプライチェーンを調べるのが求められている。

こうした問題を受けて、持続可能なパーム油の認証制度を持っている「持続可能なパーム油のための円卓会議（RSPO）」では、RSPO の基準を発展させた RSPO Next を作成し、認

証基準や監査体制の強化に取り組んでいる。

小売や消費財メーカーの世界的な業界団体である The Consumer Goods Forum では、サステナビリティの取り組みテーマの一つに強制労働をあげており、その中で東南アジアのパーム油のサプライチェーンを優先課題としており、業界全体での動きが進みつつある。パーム油の持続可能な調達には東京オリンピック・パラリンピックの調達基準にも含まれる予定であり、NGO が指摘している環境・社会面での問題への対応は急務となっている。熱帯林行動ネットワーク（JATAN）や FoE Japan などを中心となって運営されている「パーム油調達ガイド」といったサイトが参考になる。<http://palmoilguide.info/>

4. 本プログラム参加企業へのコメントがあれば、ご自由にご記入ください。

パーム油農園で組織的に行われている深刻な労働者の人権侵害に対応するためには、農園主から最終製品を製造するメーカーまで、すべての関連企業が、業界が直面している課題解決のために必要な行動を起こすことが求められる。持続可能なパーム油産業の確立に向けて、個社および業界全体で取り組む必要があり、その際には、実際に影響を受けているアブラヤシ農園の労働者の声が反映されるようなステークホルダーエンゲージメントの実施を期待している。

団体名 過労死弁護団全国連絡会議

登壇者氏名 幹事長 川人 博氏

1. 貴団体の活動内容について

過労死弁護団全国連絡会議は、1988年、過労死の防止と被災者・遺族の救済を目的として結成された。それ以来、法令の制定・改正に取り組み、また、多くの訴訟活動に取り組み、目的実現のため努力を重ねてきた。この結果、2014年6月、過労死等防止対策推進法が成立した。

当弁護団は、一貫して、過労死家族を支援してきた。2014年10月、過労死等防止対策推進全国センターを全国過労死を考える家族の会とともに結成し、活動している。登壇者は、同センターの共同代表幹事でもある。

過労死弁護団全国連絡会議のURL：<http://karoshi.jp/index.html>

過労死等防止対策推進全国センターのURL：<http://karoshi-boushi.net/>

2. テーマに関する詳細について

タイトル：日本企業に潜む過労死・長時間勤務等の労働問題の現状・提言

過労死とは、「仕事の過労・ストレスが原因となって引き起こされる死」である。

過労死は、早くは1920年前後から製糸工場などで多発していた。戦後、「経済大国日本」の陰の部分として、1980年代後半から社会的に大きく注目され始め、「過労死」という言葉は、我が国のみでなく、国際的にも「karoshi」(death from overwork)として知られるようになった。近年においては、40代、50代にとどまらず、20代、30代の過労死が後をたたない。劣悪な労務管理を行う企業の存在と対策の必要性が各方面で指摘されている。過労死は、人権に関わる問題であり、社会問題となって既に30年近くになるが、年齢、性別、職種を超えて発生し続けている。

3. テーマとビジネス（業界）との関わりについて

すべての業界・企業において、長時間労働を改め過労死をなくすことは、緊急の課題である。一部の企業でその実践は始まっている。

4. 本プログラム参加企業へのコメントがあれば、ご自由にご記入ください。

団体名 認定 NPO 法人 国際環境 NGO FoE Japan (エフオーイージャパン)
登壇者氏名 事務局長 三柴 淳一氏

1. 貴団体の活動内容について

『地球上のすべての生命がバランスをとりながら心豊かに生きることができる「持続可能な社会」を実現する』ことを目的に、特に私たち日本人が及ぼしている国内外の環境社会影響に関する調査・研究を通して、その根本的な改善を目指し、提言活動を行っています。またそうした情報を広く伝え、環境問題解決のための行動に市民の積極的な支援と参加を促すことにも取り組んでいます。

具体的には、i)気候変動・温暖化対策強化：途上国の気候変動影響調査に基づく国内気候変動対策政策への提言、ii)エネルギーシフト／低炭素社会の実現：足元でできる省エネ実践活動の促進、iii)脱原発&原発事故被災者支援：再稼働反対に関する政府交渉等活動、および子ども・被災者支援法の適切な施行等に関する提言、iv)森林生態系保全：木材生産国（主に熱帯諸国）における「違法リスクの見える化」による国内違法伐採対策強化への提言、v) 開発金融の環境配慮：石炭火力発電事業への融資中止提言、途上国における日本政府・企業の関与する各種大型プロジェクトの環境社会影響のモニタリング、などです。

FoE Japan は世界 75 カ国のメンバーからなる草の根環境 NGO の国際ネットワークである FoE インターナショナルのメンバーです。<http://foejapan.org/>

2. テーマに関する詳細について

タイトル：木材と東京 2020 オリンピック・パラリンピック

オリンピック・パラリンピック関連施設建設、および大会運営において、オリンピックレガシー（遺産）にふさわしい持続可能性の担保された原材料が採用されることが求められています。関連施設の内装（壁、床、天井、階段、手すり、ルーバー、棚、什器など）やエクステリア（ウッドデッキ、ベンチなど）などの見えるところ、施設建設過程で使用されるコンクリートの壁や柱を形成する際に使用される合板型枠や床等の下地材など見えないところで使用される木材・木材製品も例外ではありません。

近年、国産材の利活用が注目されるようになってきていますが、依然日本は国内で消費する木材の約 7 割を海外から輸入しています。そして世界の森林減少・劣化は依然深刻なレベルで推移しており、特に熱帯諸国で顕著です。その要因は違法伐採、森林火災、農地等への用途転換などが挙げられます。

違法伐採リスクが高いとされているのは、熱帯林の広がる東南アジア諸国、ロシア、そして世界中の木材が加工され輸出される中国からの木材です。違法伐採リスクとは、1)国立公園や保護地内の伐採、2)年間伐採許容量の超過、3)急斜面や河畔の保全を規定した法令違反、4)伐採権認可手続きに伴う汚職、5)伐採、輸送等に伴う各種許可証の偽造、6)隣国への密輸、7)伐採地周辺コミュニティの土地権をめぐる紛争などです。特に近年は極めて持続可能性に欠け森林減少に直結しているアブラヤシなど大規模プランテーションへの転換等に伴う森林の用途転換（コンバージョン）による 7)の権利侵害等が問題になっています。

3. テーマとビジネス（業界）との関わりについて

前述の背景を受け、日本でも違法伐採問題に対処するため、2016年5月、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称クリーンウッド法）が成立しました（2017年5月20日施行）。この法律ではすべての木材・木材製品の使用する事業者が対象になっています。また対象物品も紙や家具を含め幅広く設定されています。

したがって、木材のサプライチェーンの上流、中流、下流のすべての事業者、いわゆる輸入事業者、国内流通事業者、製材・加工業者、床・ボード等建材製造事業者、チップ・パルプ・製紙事業者、家具等の製品製造事業者、建築・土木事業者、住宅建築事業者などが対象となります。また同法律においては、指定された事業者に対して、合法性&リスクを確認する、いわゆるデューディリジェンスが求められます。

これまでの違法伐採問題への対策としては、2006年4月にグリーン購入法が改正されて以来、紙を利用する複写機製造業界、製紙業界、大手住宅メーカーなどにおいて、自社の「木材調達方針」が策定され、運用されています。しかしながらそれらの多くはグリーン購入法の“合法性”の判断基準に基づくものであり、前述の違法リスク7項目について必ずしもリスク回避できているものではありません。さらに持続可能性の担保や人権など社会面のリスク回避については、依然大きな課題を残しています。

なお、すでに新国立競技場の建設現場においては、違法リスクの高いとされる木材製品の利用が確認されたことが報じられています。

- <プレスリリース> 熱帯林の破壊及び人権侵害につながる疑いのある合板の使用について緊急の調査を要請 ～新国立競技場建設で～
<http://www.foejapan.org/forest/library/170421.html>
- 東京五輪・新国立競技場の合板使用で緊急調査を要請ー環境団体
<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2017-04-20/OOOW7P6S972901>
- 新国立競技場工事で違法木材使用か、環境 NGO が調査要請
<http://www.alterna.co.jp/20993>

4. 本プログラム参加企業へのコメントがあれば、ご自由にご記入ください。

木材を含む原材料調達に伴う環境社会影響や人権侵害等のリスクに配慮して、持続可能な原材料調達を実現することは、社会的な責任として果たしていくべきことのみならず、本業のビジネスそのものの持続可能性を追求することでもあります。

是非、植林活動や福祉支援等の社会貢献活動といった活動にとどまらず、本業での「環境社会や人権等への配慮」に真正面から取り組み、「真の持続可能性」を追求していただきたいと思います。

団体名 特定非営利活動法人レインボー・アクション

登壇者氏名 理事 大塚 健祐氏

1. 貴団体の活動内容について

2010年12月、「石原都知事の同性愛者差別発言に抗議する有志の会」に集まった仲間たちが、東日本大震災をきっかけに、より多様な活動に羽を伸ばすべく、2011年4月に結成した、セクシュアル・マイノリティのための人権団体です。市井に生きるセクシュアル・マイノリティの生活感覚と存在を、社会的に可視化することによって、多様なあり方が大切にされ、安心して生きられる社会を実現するために活動しています。

メンバーの活動が多岐にわたっているため、少人数で機動的に行動しており、メンバーシップの構成も常に変化しています。理事の一人はイギリス留学を経て現在エジプト在住です。
<http://rainbowaction.blog.fc2.com/>

2. テーマに関する詳細について

タイトル：12年目を迎える「ジョグジャカルタ原則」～国際社会から乖離する日本の”LGBT”

2006年11月6日から9日にかけて各国の有識者たちによる議論の後に採択され、2007年3月26日にジュネーヴの国際連合人権理事会で承認された「性的指向並びに性同一性に関連した国際人権法の適用上のジョグジャカルタ原則」は、今年12年目を迎えます。日本国政府も2008年12月18日、国連総会において、この原則を踏まえた「性的指向と性同一性に関する声明」（アラブ連盟の反対で未採択）に賛成の意を示しています。

それにも関わらず、昨今の「LGBTブーム」に湧く日本では、この原則に逆行した言説が横行しています。

また、武力行使により国際社会から孤立しがちなイスラエル国政府が、主にゲイ男性を対象に、「ピンクウォッシング」と呼ばれ批判を受けている外交宣伝政策を展開しており、日本の「LGBT」も手玉に取られている感があります。

いま一度「ジョグジャカルタ原則」に立ち戻り、短時間ながら主要な論点について解説することにより、諸外国で（高等）教育を受けた人材が常識として持っているセクシュアリティについての人権意識について知り、円滑なるコミュニケーションに資することを目指したいと思います。

3. テーマとビジネス（業界）との関わりについて

先進国で人材を採用した際には、「性的指向並びに性同一性」に関する差別行為・暴力行為・ハラスメント行為などが発生した場合、訴訟リスクや製品ボイコットなどを受けるリスクが存在します。過去、日本でも訴訟はありましたが、1990年代以降には表立った抗議行動も行われてきました。

一方、様々な理由から差別的対応が常識とされる地域も存在し、そうした地域でビジネスを展開する場合には、「LGBTフレンドリー」なイメージは逆にテロや犯罪を誘発するリスクファクターとなります。

ビジネスパーソンとして中国・東南アジア・南アジア・北アフリカなどを歩いてきた経験から、リスクの軽減についてのアドバイスも行いたいと思います。

4. 本プログラム参加企業へのコメントがあれば、ご自由にご記入ください。

セクシュアリティが人権の大きな一要素であることを理解すれば、性において異なる存在に対する偏見を捨てられずとも、共存することは難しくありません。参加者の皆さんの理性によって働きやすい職場がつけられ、広がっていくことを期待します。

団体名 社会福祉法人さぽうと21

登壇者氏名 学習支援室コーディネーター 日本語教師 矢崎 理恵氏

1. 貴団体の活動内容について

「困ったときはお互いさま」をモットーに…

社会福祉法人さぽうと21は、インドシナ難民の日本への定住支援を目的として1979年に設立された「インドシナ難民を助ける会」(現・AAR Japan [認定NPO法人難民を助ける会])の国内事業を引き継ぎ、1992年に社会福祉法人として設立されました。日本に定住する「インドシナ難民」「条約難民」「第三国定住難民」のほか、中国帰国者、日系定住者等を主な対象として、教育を通じての自立支援の活動を続けています。<http://support21.or.jp/>

- ① 年間50余名の高校生、大学生等に対して「生活支援金」と称する奨学金の支給を行っています。毎夏、全国からの支援金受給者が一堂に会する研修会は、「いかに自分らしいキャリアを開拓していくか」をテーマに展開され、外国につながる若者たちが語り合い、学び合い、成長していく貴重なキャリア支援の場となっています。
- ② 毎週土曜日の午前10時から午後6時までは子どもから大人までが集う「学習支援室」を開催し、日本語、パソコン、学校教科の補習、生活力向上のためのワークショップなど、多様な学びの場を提供しています。学習者約100名、ボランティア約100名、参加者全てのエンパワーメントの場となっています。ボランティアの過半数は現役の会社員です。

2. テーマに関する詳細について

タイトル：日本に暮らす難民と「就労」

多くの日本人は「難民問題」は世界のどこか遠い所で起きている「悲惨な問題」としてとらえられているかもしれませんが。しかし、忘れないでいただきたいのは、私たちが暮らす日本にも、多くの難民が暮らしているという事実です。

日本はこれまで、1万人をこえるインドシナ難民を受け入れ、1981年には「難民条約」に加入、2008年にはアジアで初めて第三国定住難民の受け入れを決めるなど、実は難民受け入れについては、アジア有数の先進国とも言えるのです。しかしながら、大変残念なことに、その知見が広く共有され、その学びが今に活かされているとは言えません。私たちはいま一度、「どうして難民を受け入れるのか」「どうやって難民を受け入れるのか」という「始まりの議論」に立ち返る必要があることを、日々の活動の中から実感しています。難民の方々が、日本社会の「大切な一市民」として生きることのできる社会を、私たちはどうやって築いていったらよいのでしょうか

難民のより良い日本定住を考える時、難民当事者を中心に、「行政」「教育機関」「雇用企業」「支援団体」など、関わる全ての者たちの積極的関与と相互の連携が期待されます。そして「就労」は難民の経済的基盤を確立するためにも欠かすことのできない分野です。今回は、当団体が知る難民の方々について、「就労」の側面からその実情をお伝えし、そこに想

定される課題を参加者の皆様と共に考えることができればと思っています。

3. テーマとビジネス（業界）との関わりについて

難民は「働く」ことにより、経済的基盤を確立するだけでなく、自身を保護した社会での一市民としての役割を担い、自身への尊厳をもち続けることができます。今は、飲食や介護等の業界で「不足する労働力の穴埋め」程度の人材としてとらえられているかもしれない難民の方々が、より広範な業界で、いかに本領を発揮すべく成長していけるのかが検討されるべきだと考えています。

4. 本プログラム参加企業へのコメントがあれば、ご自由にご記入ください。

「難民問題」が声高に語られることがあっても、「難民受け入れ」が「自分ごと」として語られることは多くありません。日本に暮らす難民の方々については、その方々やご家族等の安全を確保する必要もあり、なかなかその実情をお伝えできない歯がゆさもあります。参加企業の皆様が、「日本に暮らす難民の雇用」を検討しようと考えられるのか否か、仮に彼らを雇用したとして、「どのようにその難民を育て」、同時に「どのように彼らがおかれる就労環境に変革をもたらそう」と考えられるのか、より具体的で現実的なお話をさせていただければ、ありがたいです。

団体名 内閣府男女共同参画局

登壇者氏名 内閣府大臣官房審議（男女共同参画局担当）岡本 義朗 氏

1. 貴団体の活動内容について

日本社会における女性活躍を推進し、男女共同参画社会の実現に向け、各種施策の立案・総合調整を行っている。〔参考HP〕 <http://www.gender.go.jp/index.html>

2. テーマに関する詳細について

タイトル：女性活躍・男女共同参画を巡る我が国の現状

安倍政権においては、「すべての女性が輝く社会」の実現を「一億総活躍社会」の中核と位置付け、関係省庁も含め様々な取組を行ってきた。平成 27 年 12 月には、政府における女性活躍の推進、男女共同参画社会の実現に向けた取組の基本方針となる「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、さらに平成 28 年 4 月には、女性活躍のためのメインエンジンとされる女性活躍推進法が完全施行された。

取組を始めてからの約 4 年で、女性の就業者数は約 150 万人増加、上場企業の女性役員数も 630 名から 1,388 名と 2 倍以上に増加、さらに女性役員が 1 人以上いる上場企業は、平成 25 年から平成 28 年にかけて、564 社から 1,087 社に増加する等、着実に成果が表れている。

一方、日本のジェンダーギャップ指数は 144 ヶ国中 111 位であり、諸外国と比較すると女性管理職比率は依然として低く、今後もより一層の取組の推進が求められる。これらの状況を基に、我が国における女性活躍・男女共同参画について問題提起する。

3. テーマとビジネス（業界）との関わりについて

企業における女性活躍推進を一層促すべく、公共調達において女性活躍を推進する企業を加点評価する取組や、表彰制度、組織トップのコミットメントを促す活動を展開している。

○女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針
各府省が、女性活躍推進法に基づき、価格以外の要素を評価する調達を行うときは、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する。

○女性が輝く先進企業表彰

役員・管理職への女性の登用に関する方針、取組及び実績並びにそれらの情報開示に優れた先進的な企業を表彰（内閣総理大臣表彰 2 社程度、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰 5 社程度）する。

○「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言

組織に置いて女性活躍を推進するためには、組織トップのコミットメントが重要との認識の下、女性活躍推進に積極的に取り組むこと等を掲げた行動宣言の賛同者の拡大を図り、好事例を共有、幅広く発信する。（平成 28 年 4 月末現在、賛同者は 149 名）

4. 本プログラム参加企業へのコメントがあれば、ご自由にご記入ください。

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」においては、社会的に弱い立場におかれまたは排除されるリスクが高くなりうる集団や民族に属する個人に対する人権の特別の影響に特に注意を向け、女性と男性では異なるリスクがありうることを留意すべきであることを掲げている。また、企業のトップレベルのコミットメントの重要性についても触れているため、指導原則に基づき、日本企業においても、トップが女性活躍推進への理解を深め、自らメッセージを発信することを期待したい。

団体名 株式会社 QUICK ESG 研究所
 登壇者氏名 プリンシパル 松川 恵美氏

1. 貴団体の活動内容について

年金基金などのアセットオーナーおよびアセットマネジャーが実行する責任投資やスチュワードシップ活動において、必要な情報やアドバイザリーを提供することを目的に 2014 年 4 月に設立。投資判断に ESG 要因を考慮するための ESG 評価情報の提供、投資先企業と投資家をつなぐプラットフォーム（ワークショップ）構築、機関投資家による議決権行使のためのソリューションをはじめ、グローバルな責任投資に関する研究を専門とするアナリスト、コンサルタントを擁し、アセットオーナー、アセットマネジャー、および企業の CSR/IR/経営企画部門に対して戦略アドバイザリーを提供する。

グローバルな ESG 調査機関 Vigeoeiris（元 EIRIS）、議決権行使サービス GLASS LEWIS とパートナシップを結び、それぞれのサービスを日本で提供する。

また PRI（責任投資原則）の署名機関（プロフェッショナルサービスプロバイダーのカテゴリー）として、PRI の 6 原則に沿って活動し、その内容を報告している。日本での PRI ワーキンググループには 4 種類（コーポレート、アウェアネスレイジング、インフラ、プライベートエクイティ）すべてに参加、また年次の国際総会「PRI in Person」には 2014 年より毎年参加している。

2014 年 4 月 「QUICK EIRIS ESG サービス」の提供を開始
 2014 年 10 月 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の「年金積立金管理運用独立行政法人における スチュワードシップ責任及び ESG 投資のあり方についての調査研究業務」を受託
 2015 年 2 月 企業向けアドバイザリーサービス「QUICK ESG サービス for Corporation」を開始
 2015 年 5 月 「QUICK ESG 研究所ポータルサイト」を開設
 2016 年 2 月 米議決権行使助言会社大手 グラスルイス（GLASS LEWIS）とパートナーシップ契約を締結
 2016 年 7 月 CDP Water のスコアリングパートナーに認定
 2016 年 12 月 経済人コー円卓会議（CRT）日本委員会とのパートナーシップを締結

QUICK ESG 研究所 ポータルサイト <https://sustainablejapan.jp/quickesg>

2. テーマに関する詳細について

タイトル：世界で拡大する責任投資（ESG）

グローバルな資産運用において、2006 年の PRI 発足から 10 年が経過した現在、ESG を考慮する事の重要性や合理性に対する理解が進み、アセットオーナーとアセットマネジャーは、投資先とのエンゲージメントを通じてグローバルな課題を解決する方向性を示そうとしている。一方、企業は実際の事業環境からの要請として、環境対応や社会的責任を推進しているが、2000 年の UNGC（グローバルコンパクト）がグローバルな観点を提唱し、現在までに多くの企業が対応している。こういった企業の対応を評価し、投資家つまり株主として企業の長期的な価値を高めると同時に、グローバルな課題を解決する方向に向かう事が責任投資の目的である。

一方日本では2014年のステewardシップ・コードを大多数の投資家が受け入れて3年が経過した現在、さまざまな変化が現われて来てはいるが、十分に実効性があったとは言えない面もある。現在改訂の検討が進んでいるが、今後は投資家の活動に対してより実質的な影響を求めるものとなることが予想される。

企業には、こういった世界と日本の投資家の動向を知り、CSRやIRの活動をESG戦略として強化するためにこれから何が求められるのか、経営の中でしっかり位置づけることが重要となる。

3. テーマとビジネス（業界）との関わりについて

「責任投資」は、「社会貢献」を評価する従来のSRIとは異なり、企業が長期的に業績をのばして行き結果としてリターンを生むことを目指す「受託者責任」を明示するものである。その利益を生むために、社会から要請される課題への対応をまず果たし、それによって事業におけるリスクを軽減できる体質を持つ事、さらに本業での価値創造が実現されるシナリオを描けることなどが評価の尺度となる。この時に重要なことは、グローバルな課題について、投資家がどのような調査・研究・議論を経て結論にたどりついているか、を理解することである。この背景や理論を理解することが、自社の課題に対するデューディリジェンスの基本となる。

日本企業にとっては、業種別の重点課題やリスクの度合い、国内とグローバルな課題の差異、サプライチェーンにおける責任範囲、達成度だけでなくプロセスやメカニズムの重要度、多様なステークホルダー、さらにその情報の開示要求等の点が、責任投資を理解する上で最も重要なことだと考える。

4. 本プログラム参加企業へのコメントがあれば、ご自由にご記入ください。

ESG対応は、インデックスに組み込まれることや、高いレーティングを得ることがゴールではなく、本質的に企業の長期的体質強化とより優れたシナリオ分析を目指すものと捉えるべきものである。短期的なブランディング戦略とは違う面を認識し、日本企業の根底にある優位性と弱点を見直す機会にしていきたい。

団体名 シェア＝国際保健協力市民の会

登壇者氏名 沢田 貴志氏（神奈川県勤労者医療生活協同組合 港町診療所 所長、医師）

1. 当団体の活動内容について

当会は、全ての人の健康が守られる社会を目指して住民主体の健康作りの活動を続けてきた国際協力NPOである。これまでカンボジア、東チモール、タイ、南アフリカ*などで活動を行ってきた。また、日本に暮らす外国人が健康格差に曝されていることに注目し、1992年からは日本国内でも外国人の健康相談や訓練された通訳の派遣などによって在日外国人の健康を守る活動を続けている。2006年からは、東京都福祉保健局の事業に協力し、日本語の不自由な結核患者の治療を支えるために訓練された医療通訳の派遣も行っている。これらの活動により、東京弁護士会人権賞（2008年）、毎日国際交流賞(2008年)、秩父宮妃記念結核予防功労賞(2009年)、沖縄平和賞(2010)と数々の賞を受賞してきた。

(URL) <http://share.or.jp/share/index.html>

*現在、タイ事務所は現地法人として独立、南アフリカは活動終了

2. テーマに関する詳細について

タイトル：「日本で働く外国人の健康を守るために－結核感染症対策を中心に」

厚生労働省の統計によれば、現在日本で就労する外国人労働者は約100万人（当別永住者を除く）となっている。就労可能なビザを持っていれば基本的に健康保険に加入することができ制度上は日本人と同等の医療が受けられるはずである。しかしながら2010年の人口動態統計を見ると、外国人の死亡率は日本人より男女ともに20%以上高くなっている。こうした背景には、移民の歴史の浅い日本では、医療機関側に言葉の不自由な外国人を円滑に受け入れる用意が十分でなく、またそれを支援する体制も未整備であることがあげられる。これ以外に日本で働く外国人労働者の中で技能実習生や資格外活動（留学生のアルバイトなど）といった立場の弱い労働者が4割近くを占めていることも影響をしている。正規に滞在する外国人の妊婦が、日本語能力が不十分だからという理由で病院から出産の受入れを拒まれるといったことや、病気の疑いで通院をしていた技能実習生が明確な診断に至る前に解雇されてしまったといった事件も日常茶飯事に起きている。特に言葉の不自由な外国人が結核やエイズなどの感染症になった場合、職場の通訳を通じて雇用者が知ることになり解雇されるといった事件も少なからず起きている。こうした事態を放置することは人道的な問題であると共に感染症患者の受診を抑制し公衆衛生を保つ上でもマイナスである。

日本人に対しては厳しく守られている守秘義務や労働法規が外国人の場合は軽視されるダブルスタンダードをなくしていくためには、まずは医療機関や保健所などでの医療通訳の利用の促進が重要である。

3. テーマとビジネス（業界）との関わりについて

外国人を雇用する全ての企業が外国人の職員に対しても健康で就労が継続できるよう配慮をする義務がある。しかし現実には外国人の労働者に対して安全配慮義務が十分行われていない職場が少なくない。特に転職の自由がない技能実習生が働く職場や、パートタイマーが中心である日本語学校生が多数働く職場でトラブルが起きがちである。中小の製造業から

部品を納入している製造業、農水産加工品や農産物を仕入れている小売業、こうした外国人労働者の就労によって成り立っている飲食店や食品小売業を利用している企業等にも外国人労働者の医療を受ける権利が守られているか注視することが求められる。

4. 本プログラム参加企業へのコメントがあれば、ご自由にご記入ください。

1990年代日本で働く外国人のうち4割近くが在留資格のない超過滞在者であった。当時は外国人労働者が、事故や病気に曝されることが多く深刻な事態が生じていた。現在超過滞在の外国人は激減しているが、今後技能実習生や日本語学校生などの不安定な立場での就労が増える中で問題解決の流れを作ることが急務である。

団体名 株式会社ミライロ
登壇者氏名 広報部長 岸田 奈美氏

1. 貴団体の活動内容について

ユニバーサルデザインのコンサルティング <http://www.mirairo.co.jp/>

2. テーマに関する詳細について

タイトル：バリアフリーからバリアバリューへ

バリアフリーは、読んで字のごとく「障害を取り除く」という意味になります。「建物のバリアフリー」「心のバリアフリー」、バリアフリーはとても大切なことです。しかし、人それぞれが持つ、トラウマやコンプレックス、障害は克服すべきものでもなければ、取り除くべきものでもありません。例えば、車いすに座っている人の目線の高さは平均100センチです。

100センチの目線だからこそ、見えることが、気づけることがあります。今まで「バリア」として捉えていたことも、考え方や周りの人次第で、「強み」や「価値」に置き換えることができます。

バリア（障害）をバリュー（価値）に変え、私たちは社会を変革します。

3. テーマとビジネス（業界）との関わりについて

高齢者は約3000万人。障害者が約800万人。それに、ベビーカーに乗る3歳未満の子どもは315万人ほどいます。合わせて4000万人超。日本の人口の約30%を占めるマーケットが現在、日本にはあります。（2014年5月時）

本人と行動を共にする親、子、兄弟姉妹、友人、同僚らを含めると、更に大きな市場規模となります。今後も拡大することが予想されるこの市場を獲得していくことが利益に繋がると私共は考えております。

4. 本プログラム参加企業へのコメントがあれば、ご自由にご記入ください。

この度はお声かけいただき誠に光栄です。

義務の障害者雇用ではなく、障害を強みに変えた雇用ができる社会の実現のため、皆さまと共に歩んでいければと考えております。

まだまだ若い企業ではありますが、皆さまにとって利益となるお話ができるよう努めます。よろしく願いいたします。

団体名 株式会社オルター・トレード・ジャパン (ATJ)
登壇者氏名 広報本部 小林 和夫氏

1. 貴団体の活動内容について

(株)オルター・トレード・ジャパン設立のきっかけは、フィリピン・ネグロス島で80年代後半に発生した飢餓への緊急救援キャンペーンです。自ら生産したマスコバド糖(黒糖)や地バナナであるバランゴンバナナの取引によって自立に向かいたいというネグロス島の人びとと、飢餓や貧困に苦しむ人びとを何とか支援したいという日本の生協組合員の思いに応じて設立されました。現在ではフィリピンの他、東ティモール、ラオス(コーヒー)、インドネシア(エビ)、パプア(カカオ)、パレスチナ(オリーブオイル)、フランス(塩)などの生産者と日本の消費者をつなぐ活動を行っています。<http://altertrade.jp>

2. テーマに関する詳細について

タイトル: フィリピン・バナナと私たち

かつてバナナは日本では貴重品でした。それが1970年代前半からどんどん安くなっていきます。これはフィリピンのミンダナオ島に日本向けのバナナ・プランテーションが大規模に開発されたためです。それまで貧しいながらも自給自足で生活していた農民は、プランテーション労働者や契約栽培者となり、過酷な労働、危険な農薬被害に晒されることになりました。そうした実態は、鶴見良行氏の名著『バナナと日本人』(岩波新書)で詳しく描かれていますが、その現実はその後変わったのでしょうか?

私たち、ATJがつながるのはミンダナオの島でも小規模生産者です。無農薬栽培バナナを日本の消費者に届けていますが、バナナ・プランテーションが拡大する中、その脅威を受けながら生活をしています。そして、プランテーションで働く農業労働者たちやその家族でも農薬の問題や不安定な生活基盤の問題は余り改善されていません。危険な農薬の空中散布は、一部地域を除いて、今も続いています。2000年代以降、甘さを売りにする高地栽培プランテーションが広く開発されて、水源汚染、先住民族の暮らしの圧迫など新たな問題も発生しています。

フィリピンバナナは日本市場で約9割という圧倒的なシェアを誇りますが、その生産から流通まで日系企業を含むアグリビジネス4社がほぼ独占しています。

日本市場向けに作られているプランテーションでは鶴見良行氏が描かれた問題が変わらず残っている一方、農薬を減らして農業労働者たちの生活条件も向上しているプランテーションもあります。現地の人びとにとって本当の発展が可能になるためには何が必要なのか、私たちにできることは何かを考えます。

3. テーマとビジネス(業界)との関わりについて

日本に輸入される約9割のバナナがフィリピンのプランテーションで作られています。

欧米では、主な供給先である中南米のバナナ・プランテーションでの労働者の健康被害、

環境破壊、劣悪な労働条件などがキャンペーンされ、改善する取り組みも生まれてきました。しかし、日本では、鶴見良行氏の著書が出た 1982 年以降、しばらく話題になったものの、現地で起きている情報はなかなか知られることがなく、日本向けのプランテーションではほとんど改善がされていないのが現状です。

ミカンやリンゴよりも消費（重量ベース）されているバナナだけに、その現実を知ることには消費者として、また流通業界の問題として、必要なことと思います。

4. 本プログラム参加企業へのコメントがあれば、ご自由にご記入ください。

日本ほど世界に食料を依存する先進国は他にありません。しかし、現在の日本社会は消費している食料がどのような状態で作られているのか非常に無関心になっていると思います。バナナに限らずコーヒー、エビ、カカオ、大豆やトウモロコシなどは、産地においてさまざまな問題を引き起こしています。この現状に対して、まず一消費者としてどうしていくべきかを考えることがまず第一歩だと考えます。バナナに関していえば、どのようなバナナを買うのか、背景を知って選択することです。

現地では空中散布をやめてほしいと日系企業に訴えても、それが一向に止まらないと言われます。しかし、日本でそういう声が出れば変わるかもしれない、と現地の人びとは期待しています。現地の人びとはプランテーションに出て行けと言っているのではなく、貴重な雇用を生み出していることには感謝しています。しかし、特に子どもたちが生きていけないような環境にされることに強い懸念を示しています。現地の声に耳を傾け、一方的と感じられる企業の振る舞いをただしていくことを日本の中からやっていく必要があると考えています。現地の人びとと日本にいるわれわれとは残念ながら対等な存在にはなっていません。その中では、まずは彼らが何を言っているのか、それに耳を傾けていただきたいと思います。

参考情報

http://altertrade.jp/alternatives/balangon_research

団体名 ノット・フォー・セール・ジャパン (NFSJ)
登壇者氏名 代表 山岡 万里子氏

1. 貴団体の活動内容について

NFSJは人身取引・現代の奴隷制をなくすために活動している。(ウェブサイトは現在作成中。フェイスブックページはこちら⇒<https://www.facebook.com/notforsalejapan/>)

(A)人身取引／現代の奴隷制について知らせる啓発活動

講演、出前授業、映画上映会、各種イベントへの出展、資料作成と配布、SNS その他のメディア発信、等を通じて、世界そして日本にも人身取引の問題があるということ、解決のために私たち一人ひとりにできることがあるということを知らせている。

(B)二つのネットワークを通じての政府・企業・消費者への働きかけ

- ・「人身売買禁止ネットワーク (JNATIP)」の運営委員として、政府の人身取引対策関係省庁との意見交換や、一般を対象としたシンポジウム等の企画を行っている。
- ・「消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク (SSRC)」の共同代表幹事として、「企業のエシカル通信簿」「ぐりちょ (消費者向けエシカル買い物ガイド)」の作成などを行っている。

2. テーマに関する詳細について

タイトル：日本における人身取引

世界での人身取引・奴隷労働の例は比較的知られるようになってきたが、日本での例はあまり知られていない。日本でも毎年数十件の「人身取引事犯」が摘発されており、潜在的被害者は数万人いると推定されている。人身取引は目的別に主に「労働搾取」と「性搾取」の2分野に分けて語られるが、日本での労働搾取目的の人身取引は、外国人技能実習生や留学生、難民申請者を中心に、外国人が被害に遭うケースが多い。(ただし日本政府は労働分野の人身取引についてはほとんど認定していない。)性搾取目的の人身取引は従来、外国人女性がホステス業強要や売春強要の被害に遭うケースが多かったが、昨今は日本人女性・少女が売春を強要される事件が目立ってきている。AV出演強要やJKビジネス・援助交際・児童ポルノ等の被害で人身取引に当たるケースも多い。

3. テーマとビジネス (業界) との関わりについて

【労働分野】

技能実習生や留学生 (アルバイト) が雇用されている事業所・企業は、農林水産業や加工業、建設業、サービス業 (ホテル・コンビニ・新聞販売所) など多岐に渡る。なかでも特に、人目につきにくい場所にある農場や工場等で奴隷労働が行われており、これまでに縫製工場・金属等加工工場・牡蠣等水産物加工工場・酪農農場・野菜農場等での事例が明らかになっている。無休・長時間・低賃金など労働条件や居住条件が劣悪なだけでなく、本国での借金 (保証金)、中間搾取、暴力による脅しなど、弱い立場につけこんだ労働搾取が行われている。日本の企業は、海外のサプライチェーンにおける労働搾取については昨今対策が進んできているが、日本国内のサプライチェーン (部品・原材料・製品) 上にある生産者を相手に、本

当に責任ある調達を行っている企業がどれほどあるのか、なかなか見えてこない。特に下請け・孫請け工場での労働問題については、大企業からのルールや原則を指導するだけでは、厳しいコスト削減競争にさらされている工場では対処できない場合も多い。下請けや取引相手に任せっぱなしにするのではなく、大企業には、自社のみならずサプライチェーン全体の労働問題を改善する義務があるということを自覚すべきである。

【性搾取分野】

搾取的な性売買への加担とビジネスの関係は、一部の業界を除き、直接的には少ないと考えられるが、社員が個人的に「顧客」として関わっていることは大いにありうる。企業としても、社員旅行・社内行事・接待などの機会に国内の性的サービス業と関わったり、海外の駐在員が現地の児童買春などに顧客として、あるいは接待を提供する側として関わることもある。それが間接的に性的な人身取引に加担していることになる。このような性的な人身取引につながるような慣行に対し、企業がなんらかの指針を定めたり社員を指導したりすることはできないだろうか。（この分野に関しては、企業として取り組んでいるところはほとんど無いと思われる。）

4. 本プログラム参加企業へのコメントがあれば、ご自由にご記入ください。

人身取引は概念としては理解できても、実際には非常に隠された犯罪であり、なかなか実態を掴んで理解することは難しい。何かしら問題が発覚しても、それが「人身取引」として認識されることが少なく、また政府（警察・入管等）と民間支援団体の間で定義の解釈の違いも存在するため、実態としては人身取引であっても、メディアの報道でキーワードとして表れない場合も多い。まずは人身取引とは何か、蔓延している理由や原因は何か、その構造を理解すること。そして、なぜ国際社会でこれほどまでに人身取引・現代奴隷の問題が注目されているのかを理解すること。ぜひ、そこから始めていただければと思う。

団体名 ビジネス・人権資料センター
 登壇者氏名 日本代表 高橋 宗瑠氏

1. 貴団体の活動内容について

Business and Human Rights Resource Center (BHRRC)(ビジネス・人権資料センター)はロンドンに本部を置く国際 NGO であり、2002 年に設立された。ニューヨークに支部があり、日本を含む世界 14 か国に現地代表がいる。当団体ははアムネスティ・インターナショナルで仕事をしていた人たちが、ビジネスと人権において調査とアドボカシーを行なうことを目的に設立し、「ここに行けばビジネスと人権の情報がすべてある」というワンストップセンターにしようということになり、調査とアドボカシーをしている団体が出した声明や報告、企業からの回答などを収集して当サイトで公開している。

2. テーマに関する詳細について

タイトル：企業の人権に関するベンチマーク (CHRB) の動向

資産運用大手の英 Aviva Investors、資産運用大手の米 Calvert Investments、NGO の BHRRC、人権ビジネス研究所 (Institute for Human Rights and Business)、オランダの責任投資協会 VBDO、責任投資調査会社の Vigeo Eiris の 6 社は企業の人権に関する取り組みを数値化(見える化)する測定手法を開発した。本取り組みは、Race to the bottom (労働権や環境保護など、競って低い基準へと向かう)でなく、Race to the top (ランキングを意識し、高い評価をむしろブランド力として認める)ことを目的としている。

3. テーマとビジネス(業界)との関わりについて

2017 年 3 月 17 日、CHRB は、「ビジネスと人権」においてリスクが高い 3 業種(農作物、アパレル、採掘)のグローバル企業 98 社に対して、ベンチマークした結果をロンドンで発表した。ランキングした結果は、以下の URL で掲載されている。

<https://www.corporatebenchmark.org/>

現在上記の 3 業種だけが対象だが、今後紛争鉱物などで注目される情報機器、重工業にも対象になる可能性がある。

4. 本プログラム参加企業へのコメントがあれば、ご自由にご記入ください。

本プロジェクトは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて「企業の人権に関するパフォーマンスを見える化」を目指し投資機関から NGO に声が掛かって実施されているものであり、企業がいかに人権への負の影響を防止・軽減し是正しているかが数値となって表れる。今後、自社のサプライチェーンを含む人権への取り組みやデータの開示は必須となり、どのように現場で働く労働者や企業活動の負の影響を受けるコミュニティを巻き込んで取り組んでいるのか、そのストーリーが求められる。

今回のランキング結果発表は、日本企業ではファーストリテイリング(アパレル)とイオン(アパレルと農作物)が対象となっているが、全体のスコア平均より下回っている結果となった。今後一層 ESG の E(社会)への関心が高まる中、日本企業は具体的にどのような取り組みをしていくべきかを皆さんと一緒に考えていきたいと思ひます。